

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(公表ベース)

○都道府県別(令和4年9月末現在)

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
1	徳島県	1,803	1,803	100.0%
1	福井県	1,430	1,430	100.0%
3	山形県	1,022	1,010	98.8%
4	石川県	1,419	1,390	98.0%
5	鳥取県	711	692	97.3%
6	群馬県	1,831	1,778	97.1%
7	静岡県	3,728	3,616	97.0%
8	青森県	1,269	1,219	96.1%
9	大阪府	10,582	10,115	95.6%
9	岐阜県	2,191	2,094	95.6%
11	高知県	1,131	1,077	95.2%
12	京都府	2,282	2,155	94.4%
13	大分県	2,773	2,614	94.3%
14	宮崎県	1,639	1,532	93.5%
14	宮城県	1,970	1,812	92.0%
16	広島県	2,964	2,663	89.8%
17	新潟県	2,926	2,623	89.6%
18	岩手県	1,078	965	89.5%
19	茨城県	1,243	1,111	89.4%
19	奈良県	654	578	88.4%
21	岡山県	3,362	2,962	88.1%
22	三重県	1,708	1,495	87.5%
23	長野県	2,247	1,957	87.1%
24	愛媛県	2,008	1,742	86.8%

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
25	秋田県	1,035	890	86.0%
25	山口県	1,312	1,119	85.3%
27	山梨県	1,019	867	85.1%
28	鹿児島県	1,830	1,550	84.7%
29	兵庫県	4,914	4,096	83.4%
30	東京都	7,860	6,529	83.1%
31	埼玉県	6,611	5,474	82.8%
32	島根県	950	785	82.6%
33	千葉県	2,341	1,902	81.2%
34	福島県	1,210	978	80.8%
35	北海道	5,039	4,058	80.5%
36	富山県	1,617	1,269	78.5%
37	滋賀県	1,498	1,175	78.4%
38	和歌山県	1,491	1,155	77.5%
39	神奈川県	5,387	4,146	77.0%
40	香川県	1,116	848	76.0%
41	栃木県	1,212	900	74.3%
42	佐賀県	1,748	1,286	73.6%
43	愛知県	7,279	5,076	69.7%
44	福岡県	4,373	3,031	69.3%
45	長崎県	1,598	1,088	68.1%
46	熊本県	755	492	65.2%
47	沖縄県	12	2	16.7%
	合計	116,178	99,149	85.3%

○県内市町村別(令和4年9月末現在)

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
1	氷見市	53	53	100.0%
1	砺波市	53	53	100.0%
1	南砺市	27	27	100.0%
1	立山町	15	15	100.0%
1	入善町	62	62	100.0%
6	射水市	132	131	99.2%
7	小矢部市	21	20	95.2%
8	魚津市	54	50	92.6%

	自治体名	対象 施設数	避難確保 計画作成	作成率
9	朝日町	6	5	83.3%
10	黒部市	85	67	78.8%
11	高岡市	290	221	76.2%
12	富山市	781	539	69.0%
13	滑川市	38	26	68.4%
	舟橋村	0		
	上市町	0		
	県内合計	1617	1269	78.5%

事 務 連 絡
令和 3 年 1 2 月 2 7 日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿
企画部広域計画課担当者 殿
各地方公共団体
社会資本整備総合交付金担当者 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和 5 年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、風水害・土砂災害が激甚化・頻発化する中、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）及び「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）においては、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしています。

本年 10 月 20 日に行われた財政制度等審議会では、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスプレイを設けるべき。」との指摘がなされました（資料）。これを踏まえ、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和 5 年度以降の予算で以下及び別紙のとおり見直しを行います。

（1）令和 5 年度予算における対応

土砂災害防止法第 8 条の 2 及び水防法第 15 条の 3 に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第 49 条の 11 に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外といたします。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様といたします。

（２）令和６年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は全て、重点配分の対象外といたします。

ただし、本年７月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第３１号）に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記（１）及び（２）の運用の対象外といたします。

つきましては、令和５年度以降の運用に向けて、防災や福祉を担当する部局とも連携し、避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設に対して計画策定指導を行っていただくとともに、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の提供を進めていただきますようお願い申し上げます。

土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画策定に係る留意事項については、水管理・国土保全局からも改めて通知を発出いたします。

以上

<添付資料>

資料 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（令和３年１０月２０日）資料１

「社会資本整備」（抜粋）

別紙 重点配分の考え方

重点配分の考え方(令和5年度)

令和5年度

- ①避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない市町村(以下「該当市町村」という。)が単独で策定する整備計画は重点配分の対象外。
- ②該当市町村が単独で都道府県と策定している整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分 対象外 (①に該当)
整備計画β	A市、D県	重点配分 対象外 (②に該当)
整備計画γ	A市、B市、C市	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に
整備計画δ	A市、B市、D県	配分の考え方に記載の条件を満たせば重点配分対象に

重点配分の考え方(令和6年度以降)

令和6年度以降

避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない自治体が策定主体に含まれる整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分 対象外
整備計画β	A市、D県	重点配分 対象外
整備計画γ	A市、B市、C市	重点配分 対象外
整備計画δ	A市、B市、D県	重点配分 対象外